

民生委員協力員の手引き



上田市

目 次

●民生委員協力員制度とは	1
●協力員の活動内容	3
●個人情報について	6
●協力員の委嘱までの流れ	7
●協力員の活動にあたって	8
●制度活用事例	10
●書式・参考	11

●民生委員協力員制度とは

誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、住民同士が支え合う地域づくりが求められています。

そうした中、「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行う」民生委員・児童委員（以下「民生委員」という）の役割が大変重要になっています。

上田市では、高齢者世帯の見守り活動などを民生委員のみで担当することが困難な場合、民生委員以外の地域住民の協力を得ながら、助け合い支え合うことができる体制づくりを目的とし、令和7年12月1日から「民生委員協力員」制度を開始しました。

①どのような制度？

- ・民生委員協力員は市のボランティアです。
- ・地区民生委員・児童委員協議会会長が、市長に対して協力員の推薦を行い、市長が協力員を委嘱します。
- ・協力員は、民生委員の指示・指導のもと見守り活動や資料配付等の補佐・協力を行います。
- ➡活動の核はあくまで民生委員ですが、民生委員と協力員は活動上のパートナーとして連携が大切です。
- ・民生委員協力員は、守秘義務があります。

②制度の概要

(1)協力員の配置

民生委員1人につき、協力員を1人置くことができます。

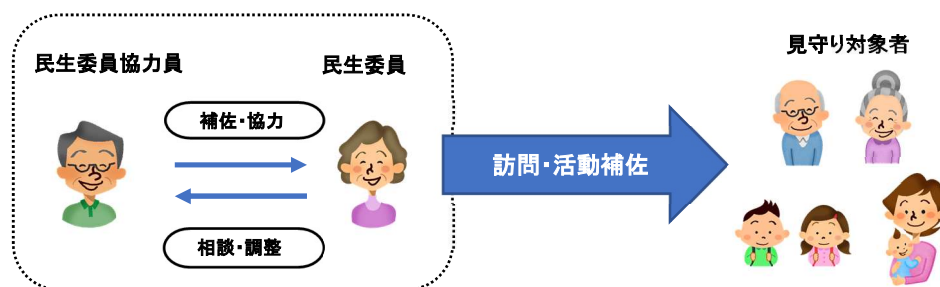
(2)協力員の活動期間

補佐・協力する民生委員の任期に準じます（原則3年）。

●協力員の活動内容

①活動の原則

- ・民生委員協力員制度は、民生委員の負担の軽減を図ることを主な目的とし創設したものであり、その活動は、民生委員活動の一部を補佐・協力することです。
- ・補佐する民生委員が行う見守り活動や資料配付等の補佐・協力を行います。
- ・民生委員ごとに負担に感じる状況が異なるため、協力員が、どこまで補佐するかは、民生委員と協力員が話し合い等を行った上で調整してください。

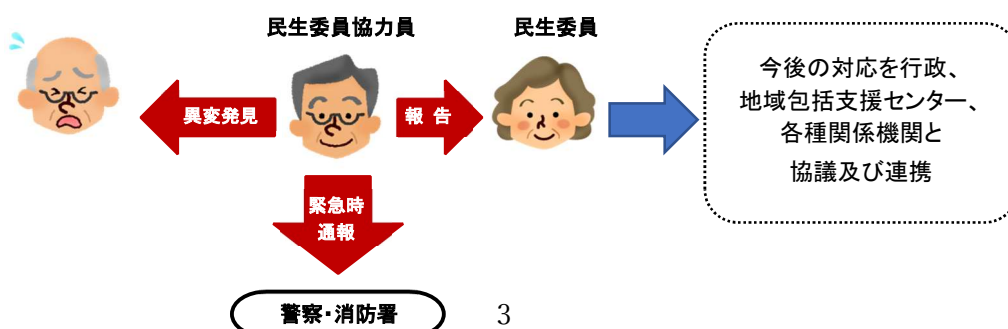


②協力員が行う活動内容

(1)見守り活動の補佐・協力

協力員は、補佐する民生委員と連携し、その指示・指導により民生委員が行う見守り活動（同行訪問や簡易な訪問等）を補佐・協力します。

また、見守り活動にあたっては、訪問者から同意を得た上で訪問を行うなど個人情報の取扱いを遵守してください。民生委員への報告・連絡・相談も必ず行ってください。



(2) 資料配付の補佐・協力

チラシや地域イベントのお知らせ等の配付について、民生委員の補佐・協力します。

(3) 活動報告の作成

協力員は毎月の活動状況を「上田市民生委員協力員活動報告書」(様式第3号)に記入し、翌月の地区定例会までに補佐する民生委員に提出します。

補佐する民生委員は地区民児協会長に提出します。

<異変に気づくポイント>

地域で見守りを行う際は、ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯などを優先して行います。例えば、気にかかるお宅の前を散歩コースにするなど、無理のない範囲で状況確認を行ってください。以下は、地域住民の異変に気づくサインの例示です。

①新聞、郵便物がたまっている

新聞や郵便物がたまっていたら、何らかの異変を知らせるサインのひとつです。旅行などによる一時的な不在という場合がありますが、このようなことが見られたら、民生委員へ連絡をとって相談してください。

②屋内の電気がつけっぱなし

連日夜間に屋内の電気がついている、日中明るい電気がつけっぱなしになっている、なども異変に気づくサインのひとつです。

③カーテン、洗濯物がそのまま

屋内の電気と同様に、カーテンが連日閉まったまま、夜になっても開いたままになっていたり、洗濯物が数日間ずっと干したままだったりした場合は、異変のサインのひとつです。

④最近見かけなくなった

老人クラブや町内会の活動、趣味サークルなどに参加していたのに、急に参加しなくなった場合も、異変のサインのひとつです。

⑤服装で気づく

認知症の高齢者の方や虐待を受けている場合は、ずっと同じ洋服を着ていたり、夏なのに厚着をしているなど季節に合わない洋服を着ていたりすることがあります。

〈協力員が行わない業務〉

(1) 相談・支援に関する業務

地域住民への相談・支援に関する業務は、民生委員本来の活動であるため協力員は行いません。

また、行政等への連絡を要する情報を得た場合でも、直接協力員が対応することはせず、民生委員へ報告(つなぐ)してください。ただし、人命に関わる等の緊急を要する場合はこの限りではありません。

(2) 調査等の民生委員固有の業務

各種調査や証明事務などの民生委員が行わなければならない業務について協力員は行いません。ただし、調査に関する書類の受け取りについては行って良いものとします。

(3) 金銭を扱う業務

敬老祝い金等の配付や銀行の手続きや支払いの代行など、金品に関わる行為について協力員は行いません。

●個人情報について

協力員には守秘義務が課せられますので、原則、その活動において知り得た個人情報は他に漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様です。

民生委員から協力員に個人情報を提供する際は、必ず事前に対象の方の同意を得てください。また、提供する個人情報は協力員が活動に必要な個人情報のみとしてください。

※人命に関わる等の緊急を要する場合はこの限りではありません。

個人情報等を守るために、以下について注意してください。

①本人から同意を得る

行政や民生委員以外の機関等に情報提供する場合、本人から同意を得るようにしてください。

②うっかり情報漏洩に注意

井戸端会議や飲食店などで、地域住民の実名をあげ、民生委員と打ち合わせをすることなどは避けなければなりません。また、家族・親族などに対しても、活動で知り得た情報について話してはいけません。

③必要のない情報は持ち出さない

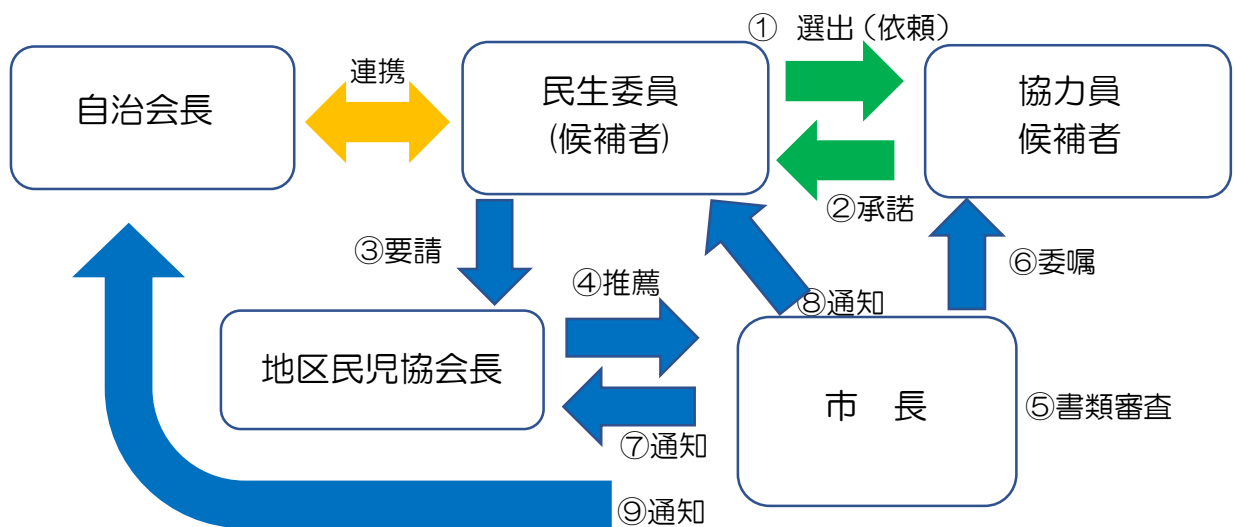
訪問記録を控えたメモなど、個人情報が記載されている書類を必要以上に持ち出すのは紛失の恐れがあります。

④不要になった個人情報は破棄する

不要になった個人情報が記載されている書類は、個人情報がわからないように処置（裁断など）のうえ、確実に破棄してください。

●協力員の委嘱までの流れ

- ① 民生委員(候補者含む)が、活動補佐の必要性を感じた場合に、協力員候補者を探します。
 - ② 協力員候補者本人から承諾を得ます。
 - ③ 民生委員が地区民児協会長へ設置の要請をします。
 - ④ 地区民児協会長は協力員設置の必要性や協力員候補者の適格性を判断し、上田市へ協力員候補者を推薦します。
※保険加入の都合上、委嘱予定月の前月 20 日までに必要書類の提出をお願いします。
- 【必要書類】
「民生委員協力員推薦書」(様式第1号)、「誓約書」(様式第2号)
- ⑤ 市が書類の審査等を行います。
 - ⑥ 協力員候補者へ「委嘱状」を交付します。
 - ⑦、⑧、⑨ 地区民児協会長、民生委員、自治会長へ協力員として委嘱されたことを通知します。



●協力員の活動にあたって

(1)活動費の支給

協力員は無報酬ですが、実費弁償相当額として、月額 1,000 円の活動費を支給します。なお、支払は年 1 回(年度末)に行います。

年度の途中委嘱や辞任があり、在職期間が全期間に満たない場合は、在職した月数に 1,000 円を乗じた金額を支払います。(委嘱日が毎月 1 日以外の場合は、その月は除く)

(2)ボランティア活動保険

協力員は、社会福祉法人全国社会福祉協議会のボランティア活動保険(基本プラン)に加入します。

加入手続きは上田市で行います。

協力員は保険料の費用負担はありません。

活動中に事故が発生した場合は、速やかに上田市福祉課までご連絡ください。

(3)活動中の留意事項

協力員としての活動中は、協力員の名札をつけるようにしてください。

活動中のケガ、事故、熱中症などには十分ご注意ください。

活動においては、銀行の手続きや支払いの代行など、金品に関わる行為は行わないでください。

活動上で判断に迷う場合は、必ず民生委員に相談してください。

(4) 辞任について

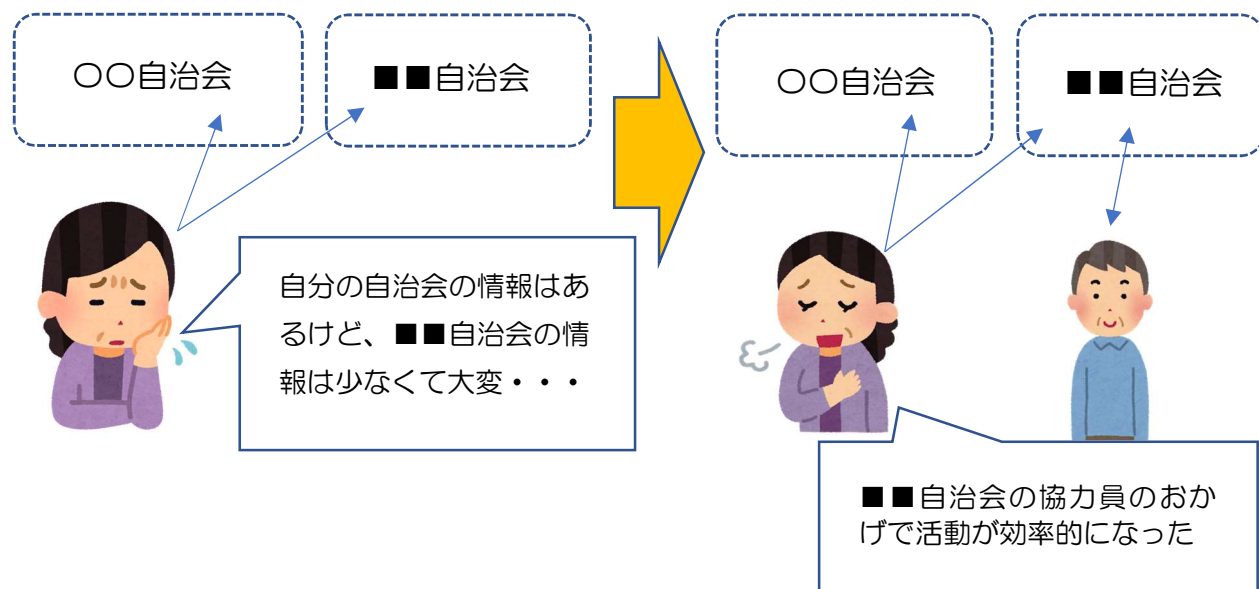
何らかの事情により、任期の途中で辞任する場合は、「民生委員協力員辞任届」(様式第4号)を提出してください。

辞任届は、担当民生委員を通じて、地区民児協会長が上田市福祉課に提出してください。

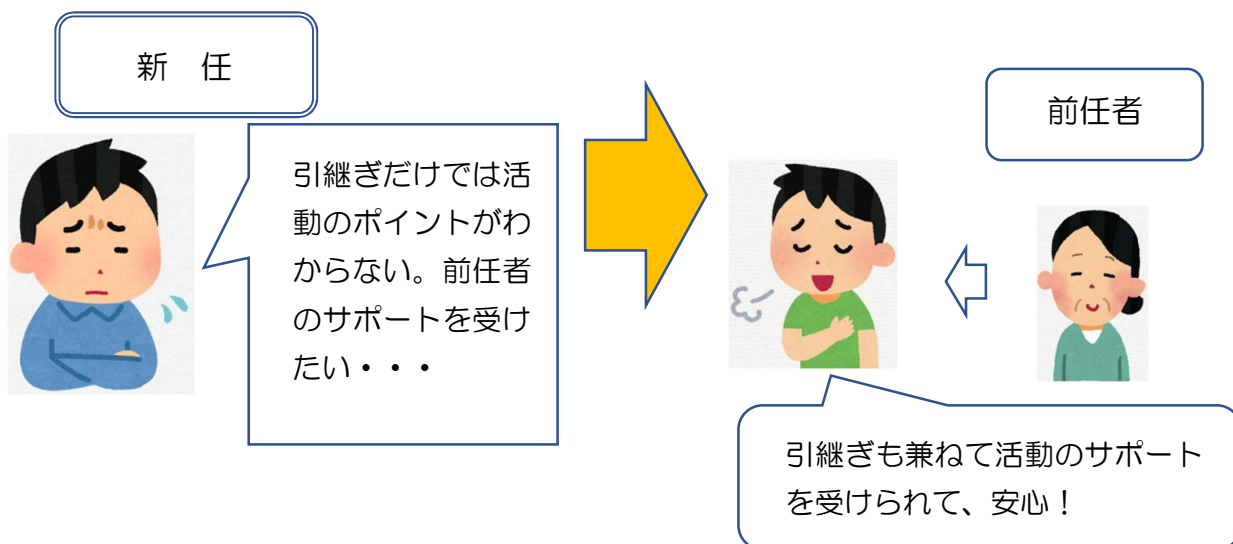
辞任届の提出に伴い、協力員の名札及び保有していた個人情報など含まれた文書は、個人情報が見つからないように処置(裁断など)、もしくは上田市福祉課にお持ちください。

●制度活用事例

①2つの自治会を活動エリアとして担当する A さん



②民生委員 OB から活動の補助を受けたい新任委員 B さん



③ 宅地造成などにより担当世帯が増えるなど、見守りが難しい。

④ 自分の担当地区で精一杯で、欠員地区のカバーが難しい。

などのケースが想定されます。

民生委員協力員推薦書

（あて先）上田市長

年 月 日

地区民生委員・児童委員協議会

会長氏名

電話番号

上田市民生委員協力員設置要綱に基づき、当地区民生委員児童委員協議会の
民生委員は民生委員協力員設置が必要であり、かつ候補者は適格者であると認め、
下記のとおり推薦します。

設置要請者（民生委員）

ふりがな		住 所	〒
氏 名			
担当地区		電話番号	— —
委嘱年月日	年 月 日	担当世帯数	約 世帯
活動状況、 必要な理由等			

民生委員協力員候補者

ふりがな		住 所	〒
氏 名			
生年月日	昭・平 年 月 日	性 別	男 ・ 女
年 齢	() 歳	電話番号	— —
健康状態	良好・その他 ()	職 業	
福祉活動 経 験 歴		活動可能 時 間	1 週約 時間
推薦理由			

（あて先）上田市長

誓 約 書

■上田市民生委員協力員として活動を行うにあたり、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別及び社会的門地によって、差別的な取り扱いをしません。

■市長、地区民児協会長及び民生委員・児童委員の指示があった場合を除き、職務上知り得た個人情報了他に漏らしません。また、その職を退いた後も同様に漏らしません。

■活動上の地位を宗教布教又は政党、政治的目的のために利用しません。

上記について遵守することを誓います。

年 月 日

氏 名(自 署)

上田市民生委員協力員活動報告書

（ 年 月分）

地区名	地区
民生委員協力員氏名	

（担当民生委員： ）

活動等実績

1 活動日数	日
2 活動件数	
(1) 見守り活動	延べ 件
(2) 福祉イベントへの参加・協力	延べ 件
(3) 周知・啓発活動	延べ 件
(4) その他の活動	延べ 件
3 民生委員との連絡調整回数	延べ 件
その他（特記事項等）	

1 活動日数：活動した日数を計上してください。

2 活動件数：活動した延べ件数を計上してください。

（活動の例）

(1) 見守り活動…民生委員の指示のもと、協力員が見守り対象者を定期的に訪問して安否確認や必要な助言・支援を行った

(2) 福祉イベントへの参加・協力…民生委員とともに、地域の福祉イベントに参加した

(3) 周知・啓発活動…振り込め詐欺の注意喚起のため、啓発チラシを対象者宅へ配布した

(4) その他の活動…上記（1）～（3）に当てはまらない活動

3 民生委員との連絡調整回数：民生委員に活動内容を報告したり、民生委員から指示を受けたりした延べ回数を計上してください。

民生委員協力員辞任届

年 月 日

（あて先）上田市長

住 所 上田市

氏 名

私はこのたび民生委員協力員を辞任したいので、以下のとおり届け出ます。

辞任日：	年 月 日
辞任理由：	
確認欄：	
	地区民生委員児童委員協議会会長 氏名
	地区担当民生委員 氏名

返却書類：名札、保有していた個人情報文書など

上田市民生委員協力員設置要綱

(趣旨)

第1条 民生委員及び児童委員(以下「民生委員」という。)の負担を軽減し、もって上田市の地域福祉の増進を図るため、上田市民生委員協力員(以下「協力員」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配置基準)

第2条 協力員は、民生委員1人につき1人を置くことができる。

(推薦)

第3条 民生委員は、活動を行うに当たり協力員を必要とするときは、原則として当該民生委員の活動範囲内の地域に居住する者の中から協力員候補者を1名選出し、民生委員法(昭和23年法律第198号)第20条第1項に定める各地区の民生委員児童委員協議会(以下「地区民児協」という。)会長に対し、協力員の設置を要請することができる。

2 前項の要請を受けた地区民児協会長は、協力員候補者が次条に規定する適格要件に照らし適当であると判断したときは、民生委員協力員推薦書(様式第1号)に誓約書(様式第2号)を添えて、市長へ推薦するものとする。

(適格要件)

第4条 協力員の適格要件は、次のとおりとする。

- (1) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取り扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を守ることができる者であること。
- (2) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者であること。
- (3) 地域の実情をよく知り、その地域住民が気軽に相談をできる者であること。

(委嘱)

第5条 協力員は、第3条第2項の規定による推薦に基づき、市長が委嘱する。

(活動等)

第6条 協力員は、民生委員と連携し、その指示及び指導のもと、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 民生委員活動の補佐
- (2) 地域福祉に関する行事への参加及び協力
- (3) その他民生委員の活動に関し、地区民児協会長が必要と認めるもの

2 協力員は、前項各号に掲げる活動に関して、市長及び地区民児協会長の指揮監督

を受けるものとする。

- 3 協力員は、月の活動状況を翌月末日までに民生委員を通じて市長に報告しなければならない。
- 4 前項の規定による報告は、上田市民生委員協力員活動報告書(様式第3号)その他協力員の活動実績が分かる書類により行うものとする。

(遵守事項)

第7条 協力員は、民生委員法第15条及び第16条の規定に準じ、次の事項を遵守して活動するものとする。

- (1) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別及び社会的門地によって、差別的な取扱いをしないこと。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らしたり、不当な目的に使用したりしないこと。その職を退いた後も同様とする。
- (3) 活動上の地位を政党又は政治的目的のために利用しないこと。

(任期)

第8条 協力員の任期は、原則として当該協力員が補佐する民生委員の任期の範囲内で市長が認める期間とする。

- 2 協力員の再任は妨げない。

(活動費等)

第9条 市長は、協力員に対し活動実費弁償として月額1,000円を支給することとし、その支給開始月は、次に掲げる委嘱日の区分に応じ当該各号に掲げる月とする。

- (1) 各月1日 委嘱を受けた月
- (2) 前号以外の日 委嘱を受けた月の翌月

- 2 退任又は死亡した協力員に対する支給は、退任又は死亡した日の属する月をもって終わるものとする。

(解嘱)

第10条 協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は地区民児協会長の具申に基づき、これを解嘱することができる。

- (1) 活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 活動を怠り、又は遵守事項に違反したとき。
- (3) 協力員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他市長が協力員としてふさわしくないと認めたとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、協力員から民生委員協力員辞任届(様式第4号)が提出されたときは、当該協力員を解嘱することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

民生委員協力員の手引き

令和7年12月

上田市福祉部福祉課

〒386-0025 上田市大手 1-11-16

電話 0268-71-8081

FAX 0268-24-9423

Mail fukusi@city.ueda.nagano.jp